



IRC 2016
レース主催者のためのガイド
(抜粋版)



2016/01/07

1. 前文

最も基本的なレベルでは、レース委員会がそのレース公示で示す必要のあるのは：
「IRC規則2016、パートA、BおよびC(あるいはD)が適用される。」が全てです。

2. レース公示

IRC規則の様々な事項を検証し、またそれらをレースの公示に組み入れることも必要になります。

IRC規則11の“クラス規則の変更”は、こうした事項の多くに対するものです。

IRC規則の変更は、帆走指示書ではなく、レース公示で示さなければなりません。

2.1 証書の有効性 “証書年度”

日本国内での証書の有効期限は 12月31日までです。JSAF 年度と異なりますのでご注意ください。

1月実施レースにおける前年度の証書の使用に関しては IRC 委員会に連絡をする事で 許可されます。

2.2 広告

パート C は広告を許可する IRC です。パート D は広告を許可しない IRC です。どちらを適用するのか “レースの公示” の中で指定するのはレース主催者に任されています。どちらも明示的に指定されない場合は、パート C が適用されます。つまり、デフォルトは広告を許可することになります。

2.3 レーティングの変更

参加艇が、レガッタやシリーズ戦の直前もしくは開催中にレーティングを変更する事は望ましくありません。これを許すと、例えば予期される天候に際し搭載セールの追加や抹消を利用してレーティング値を有利に調整することが参加者にとって可能になります。さらに、管理運営上の視点から見ても、レーティングはイベントの開始前に提出されることが望ましいのです。適当な記述例として：

レースの公示：

“参加艇は○月○日までに、IRC 証書のコピーを提出すること。この日付以後の TCC の変更は、レーティングプロテスト、あるいはレーティングオフィスのエラー訂正以外は許可されない。”

2.4 RRS 52 人力

IRC 規則 15.1 により、RRS 52、人力、は完全に削除されています。従って全ての艇は、セールおよびムーバブルアペンデージの調節や操作のために蓄積した動力 (stored power) の使用が許されます。

2.5 クルーナンバー/重量 (Crew Number/Weight)

ワンデザイン・クラスとしての証書を持つ艇は、クルーナンバー/重量に関しては、当該ワンデザイン・クラス規則に従わなければならない。

クルー重量は、証書に記載されたクルーナンバーに 8.5 kg を掛けた数字を超えてはならない。

レース主催者がこの制限をはずしたい場合は、つまりクルーリミット制限を設けないようにするには、レース公示で “IRC ルール 22.4 は適用されない。クルーナンバーもしくはクルー重量の制限は適用されない。” と明記する必要があります。

6. 複合スコアリング (抜粋)

ヨットクラブ(レース主催者)は パーソナルパフォーマンスハンディキャップと IRC の両方の証書を有している艇について、可能であれば必ず複合スコアリングを採用も考えてみて下さい。

このポリシーの基本的考えは、パーソナルハンディキャップがレース経験の浅いセーラーにレースに気軽に参加してもらい、より経験のあるセーラーと同じレースでその実力を比べる機会を得てもらおうと同時に、経験あるセーラーが離れていかないように、平行して IRC のレース結果を提供するというものです。

フリートを IRC とパフォーマンスハンディキャップのクラブレースに別けるのではなく、クラブは、全てのボートを一緒にレースさせ、必要ならクラス分けを行ない、IRC とパフォーマンスハンディキャップの2つのレーティングによる成績を発表することが推奨されます。

以下 レース公示で 変更のできる 規則一覧

11.2 ルールオーソリティーは、自ら管轄するレースで、ISAF スペシャルレギュレーションカテゴリー3 もしくはそれ以上の適用を要求する場合、規則 21.6.1 を、艇が証書にあるスピネーカーの数よりも、レーティングを増やすことなく、レーティング SPA の面積を超えないスピネーカーを一つ余分に搭載できるように変更する規程を設けることができる。

11.3 ルールオーソリティーが規則に規程を設けた場合、レース公示はその規則もしくは規程の内容を、ルールオーソリティーの承認なしに変更することはできない。ルールオーソリティーの規程は、レース公示に記載されなければならない。

上記 11.2 および 11.3 を有効とする為には レース公示に於いて
『IRC 規則 2016、パート A、B および C(あるいは D)が適用される。』に加え
『日本セーリング連盟 IRC 規定が適用される。』を 記載する必要があります。

『日本セーリング連盟 IRC 規定』は IRC 規則 2016 の 最終ページに記載されています。

8.6 1枚以上のダウンウィンドセール(規則 21.6 参照)を持つ艇の IRC 証書には、2つ目のノンスピネーカー TCC が記載される。ノンスピネーカーTCC は、レース公示においてノンスピネーカーの部門またはそのクラスがあると記載されているレースにのみ有効である。ノンスピネーカーによる TCC を使うクラスに出場しようとする艇は、少なくともそのレースの7日前までに、シリーズレースの場合は第1レースの7日前までに、その旨を申告しなければならず、また申告後には、そのレースもしくはそのシリーズでスピネーカーを使用することはできない。この規則は、レース公示で変更することができる。

9.6 TCC が見直され、以前より 0.005 を超えない範囲で大きくなった場合、レーティングオーソリティーに見直し要求の申し立てを行った日付まで、もしくは、抗議の場合、その抗議がレース委員会に提出された時まで、そのレーティング証書は有効とするが、もし規則 8.9 が適用される場合は、変更が行なわれた日付までとする。 この規則は、0.005 の制限を減らす方向でのみ、レース公示で変更してもよい。

14.1 全ての艇は、ナショナル・オーソリティ(NA)によって定められたセイルナンバーを保有しなければならない。セイルナンバーは RRS77「セール上の識別」に従って表示されなければならない。この規則はレース公示によって修正する事が出来る。

15.1 RRS52「人力」は適用されない。この規則はレース公示によって修正することができる。

21.1.5 (d) レイデイを含み連続して開催されるレガッタの期間中、搭載するセールは同一のものでなければならず、全てのレースで搭載していなければならない。この規則は、レース公示で変更できる。

21.1.5 (e) スペアのメインセールは搭載 (On board) してもよいが、レース中およびレイデイを含むレガッタ期間中に、レース用の代替えとして使用してはならない。この規則は レース公示で変更できる。

21.1.5 (f) 例外的に、セールが重大な損傷を受けたり、損失した場合、そのセールは同様のセールに交換することができる。レース公示により、セールの交換の許可を事前にレース委員会から得ることを要求することができる。この規則はレース公示で変更できる。

21.8.4 他のどのようなヘッドセイルを搭載してもよい。この規則はレース公示で変更できる。

(21.8 ファーリングヘッドセールの項目)

22.1.1 規則17で計測の際積むことが許されている取り外し可能装備(例えば、バースクッション)は、レース中、通常の搭載位置に積まなければならない。オフショアスペシャルレギュレーションのカテゴリー4(もしくはローカルの同等レベル)で開催されるレースの場合、バースクッション搭載でレーティングを受けたボートでも、そのバースクッションを降ろすことをレース公示により認めることができる。 そのための補正ウェイトを積む必要はない。

22.4 Crew Number/Weigh (クルーナンバー／重量)

22.4.1 証書に記載されたとおり、ワンデザイン・クラスとしての証書を持つ艇は、クルーナンバー／重量に関して、当該ワンデザイン・クラス規則に従わなければならない。ただし、レース公示によってこの要求が解除された場合は、その限りでない。規則 13.7 も参照。

22.4.2 クルー重量は、証書に記載されたクルーナンバーに85kg を掛けた数字を超えてはならない。

22.4.3 規則 22.4 はレース公示で変更出来る。